

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第八百一号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和四年四月十九日

農林水産大臣 金子原二郎

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

- 1 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
- 2 資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

三 提出期限

- 1 別表第一号、第二号、第六号、第七号、第十四号、第十七号、第二十号及び第二十八号に掲げる有効成分を含む農薬 令和六年四月一日から令和六年六月二十八日まで
- 2 別表第四号、第十号から第十三号まで、第十五号、第二十二号、第二十五号及び第三十号に掲げる有効成分を含む農薬 令和六年七月一日から令和六年九月三十日まで
- 3 別表第三号、第九号、第十六号、第二十三号、第二十六号、第二十七号及び第二十九号に掲げる有効成分を含む農薬 令和六年十月一日から令和六年十二月二十七日まで
- 4 別表第五号、第八号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十四号に掲げる有効成分を含む農薬 令和七年一月六日から令和七年三月三十一日まで

別表

- 一 アンバム
- 二 インダノファン
- 三 オキサミル
- 四 カフェンストロール
- 五 シアントラニリプロール

- 六 ジチアノン
- 七 シラフルオフェン
- 八 ダミノジッド
- 九 チオファネートメチル
- 十 二・四―Dイソプロピルアミン塩（別名二・四―P Aイソプロピルアミン塩）
- 十一 二・四―Dエチル（別名二・四―P Aエチル）
- 十二 二・四―Dジメチルアミン（別名二・四―P Aジメチルアミン）
- 十三 二・四―Dナトリウム―水化物（別名二・四―P Aナトリウム―水化物）
- 十四 テトラコナゾール
- 十五 テブフェンピラド
- 十六 トプラメゾン
- 十七 トリシクラゾール
- 十八 ピラクロニル
- 十九 ピリミジフェン
- 二十 ピロキロン
- 二十一 ブプロフェジン
- 二十二 フルチアセツトメチル
- 二十三 プロパルギット（別名B P P S）
- 二十四 プロベナゾール
- 二十五 ヘキサコナゾール
- 二十六 ベノミル
- 二十七 ペンシクロン
- 二十八 ベンフルラリン（別名ベスロジン）
- 二十九 メソトリオン
- 三十 メフェナセツト